

通所リハビリテーション重要事項説明書

<令和6年7月1日現在>

1 通所リハビリテーション事業者（法人）の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	医療法人田中会
代 表 者 名	理事長 田中 正規
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住所) 愛知県西尾市和泉町 22 番地 (電話) 0563-57-5138 (FAX) 0563-57-8025

2 事業所の特色等

(1) 事業の目的

医療法人 田中会が開設する介護老人保健施設（以下「施設」という）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(2) 介護老人保健施設いずみ運営方針

- ①事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- ②指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従事者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- ③事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) その他

事 項	内 容
通所リハビリテーション計画の作成及び事後評価	医師等の従業者が、利用者の直面している課題等を評価し、利用者の希望を踏まえて、通所リハビリテーション計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等の評価を行います。その結果を踏まえて新たなサービス計画を作成します。

3 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

施 設 の 名 称	介護老人保健施設いずみ
開 設 年 月 日	平成 16 年 5 月 15 日
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住所) 愛知県西尾市和泉町 1 番地 8 (電話) 0563-57-8030 (FAX) 0563-57-8450
介 護 保 険 指 定 番 号	2 3 5 3 2 8 0 0 2 3
施 設 長 の 氏 名	田中 正規
定 員	30 名

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	備考
管 理 者	1 名	
医 師	1 名以上	常勤換算
理学療法士	1 名以上	常勤換算
作業療法士		
言語聴覚士		
看 護 職 員	3 名以上	常勤換算
介 護 職 員		
管理栄養士	1 名以上	

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）	日曜日・祝日
医師	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）	日曜日・祝日
看護職員	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）	暦日数 31 日：10 休 暦日数 30 日：9 休 暦日数 29 日：9 休 暦日数 28 日：8 休
介護職員	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）	
理学療法士	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）	
作業療法士	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）	
言語聴覚士	正規の勤務時間帯（8:30～17:30）	

(4) 営業日・時間

営業日	営業時間	サービス提供時間
月～土	AM8:30～PM5:30	AM9:45～PM4:00

(5) 通常の送迎の実施地域

西尾市（佐久島を除く）
 安城市（小川町・木戸町・城ヶ入町・寺領町・根崎町・野寺町・藤井町）
 碧南市（旭町・池下町・大堤町・霞浦町・神有町・亀穴町・川端町・北浦町・鴻島町・小屋下町・
 三角町・三間町・志賀崎町・下洲町・照光町・棚尾本町・天神町・中江町・縄手町・日進町・
 二本木町・東浦町・伏見町・舟江町・平七町・三宅町・矢縄町・流作町・若宮町・鷲塚町・鷲林町）

4 サービスの内容及び施設利用料

(1) サービス内容

種類	内容
食事	（食事時間）朝おやつ 10:00～ 昼食 12:00～ 昼おやつ 15:00～ ・食事等は原則として食堂でおとりいただきます。 ・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
入浴	入浴又は清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。入浴サービスの利用は任意です。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	理学療法、個別のリハビリ訓練により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の維持回復に努めます。 ＜当施設の保有するリハビリ器具等＞ 平行棒、プラットフォーム、治療台、移動式姿勢矯正鏡、歩行器 訓練用マット、干渉電流形低周波治療器、車いす
レクリエーション	利用者の生活面での指導・援助を行います。各種レクリエーションを実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。送迎サービスの利用は任意です。

(2) 施設利用料

施設利用料の額を以下のとおりとします。

(ア) 保険給付の自己負担額は、別に定める利用料金表の【通所リハビリテーション費】及び【加算】に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用料金表の全額をお支払いください。

(イ) 食費・その他の利用料は、別に定める利用料金表の通りとなります。

(3) 利用料のお支払方法

指定口座より引き落としさせていただきますので、別紙「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、担当者にお渡しください。振替日はご利用月の翌月26日（金融機関営業日以外は翌日）となります。お支払いを確認後、領収書を発行します。
 なお指定口座の通帳には、「ロウケンイズミ」と印字されます。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当 事 業 所 ご 利 用 相 談 窓 口	窓口責任者 支援相談員 高須 雅人 ご利用時間 8:30～17:00 ご利用方法 電話 (0563-57-8030) 面接 (当施設 1 階 家族相談室) 苦情箱 (事務室に設置)
愛知県国保連合会	窓口 介護保険課内 介護サービス相談室 ご利用時間 平日 9:00～17:00 ご利用方法 電話 (052-971-4165)
西尾市役所 長寿課	電話 (0563-65-2119)
()	電話 (- -)

6 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

7 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「西尾病院・介護老人保健施設いずみ 消防計画」にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める「西尾病院・介護老人保健施設いずみ 消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	600 個	防火扉・シャッター	39 個所
	避難階段	2 箇所	屋内消火栓補助散水栓	9 台
	自動火災報知機	156 個	ガス漏れ探知機	あり
	誘導等	36 個所		
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	西尾消防署への届出日：平成16年3月31日 防火管理者：伊澤 英二			

8 サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

9 補足事項

老健では、個別性を重視した介護計画を立てて、個々の状態にあった介護が提供でき、ご本人やご家族に安心して利用して頂けるよう職員一同努力しておりますが、下記の点についてご理解いただいた上、ご利用されますようお願いいたします。

○起こり得る事故等や発生しやすい病気について

高齢者になると皮膚等が大変薄く弱くなり、ちょっとした摩擦により、皮がむけてしまったり、骨粗しょう症（高齢の女性に多い）等により骨がもろくなっている、ちょっとしたつまずき、しりもち、転倒等で骨折することもあり得ます。

また、嚥下機能（物を飲み込む機能）にも衰えがでてきて、唾液を飲み込むだけでも肺の方に入ってしまうと誤嚥性肺炎になったり、体の抵抗力も小さくなり感染症（風邪、肺炎）にも罹りやすくなっています。特にインフルエンザ等の伝播には注意を要しますが完全には防ぎきれません。

これらの事故や病気につきましてもできる限りの安全確保には努めさせていただきますが、老化に起因する点と集団生活施設という点も含めご理解をいただきたいと思います。